

書評

マーク・カプリオ著（福井昌子訳）
『植民地朝鮮における日本の同化政策 1910～1945年』
（クオン、2019年）

高橋優子
島根県立大学
北東アジア地域研究センター
市民研究員

本書は、立教大学異文化コミュニケーション学部教授で朝鮮史を専門とする著者が2009年に『Japanese Assimilation Policies in Colonial Korea, 1910-1945』のタイトルで出した本の日本語訳である。「はじめに」を含む全8章を通じて、日本が植民地統治に乗り出すにあたり、欧米諸国の植民地統治および同化政策をどのように評価し、どのような経緯で自国の同化政策を策定していったのか、そしてそれを朝鮮における統治にどう反映していったのかを考察している。

第1章では、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカを主とする欧米諸国の植民地統治および同化政策をそれぞれ考察し、その特徴や違いを明らかにしている。第2章では、韓国併合に先立つ、蝦夷、琉球、台湾における日本の同化政策を考察している。続く第3章からは朝鮮における同化政策に焦点を移す。第3章では1910年の韓国併合から1919年の三・一独立運動までの時期、第4章では三・一独立運動以降のいわゆる文化政治の時期、第5章では1930年代から中国との武力衝突や太平洋戦争開戦を経て1945年の日本敗戦までの時期を取り上げ、朝鮮における同化政策の様相と変遷を丁寧に考察している。第6章では、日本の同化政策を朝鮮人たちがどのように受け止めていたのかについて、彼らの声を当時の新聞や雑誌などから拾い上げて考察し、終章で朝鮮における日本の同化政策の不備や欠陥を論じて、本書を締めくくっている。

本書の特徴を3点挙げたい。まず1点目は、日本が先例として参考にし、また日本の植民地政策の成功の度合いを測る尺度にもしたという欧米諸国の植民地政策を詳細に論じ、その上で、それが日本の植民地政策に与えた影響を考察している点だ。著者は、欧米諸国や日本の植民地統治を論じる中で、ドイツ統一やイタリア統一のような「内国植民地主義」(internal colonial rule)、大英帝国によるウェールズやスコットランド、アイルランドの併合のような「周辺植民地支配」(peripheral colonial rule)、西欧諸国によるアフリカやアジア諸国の植民地化のような「国外植民地支配」(external colonial rule)の三つの類型を取り上げ、日本の植

民地政策の考察に援用している。例えば、日本は台湾統治にあたり、イギリス、フランス、アメリカの植民地統治の方針をそれぞれ部分的に採用した。そして、総督を置いて間接的統治を敷き、血統を根拠に現地住民を日本人と区別し、日本「国民」ではなく日本「臣民」として帝国に編入するなど差別的統治を行い、これを後に朝鮮半島でも採用した。著者はこれを「質のよい内国植民地主義を説きながらも、実践するのは美化された国外植民地主義という本質的に差別的な周辺植民地化」(340頁)だとしている。

このように日本が欧米諸国の植民地政策および同化政策をどのように理解し取り入れたかを考察するのは、「日本の植民地主義を世界に通じる言葉で定義することによって、侵略国である日本とその犠牲となった朝鮮という一面的な語りだけではなく、重層的な語りによる複雑な事例として」日本の植民地統治と同化政策の歴史を捉えるためだという(40頁)。日本近代史の研究者 Mark Peatti はおよそ35年前に編著書『Japanese Colonial Empire, 1895-1945』の中で、西洋中心の帝国主義研究と日本の植民地の研究との間に隔たりがあるとし、後者をより大きな帝国主義研究および植民地研究の中に位置付ける必要性を指摘したが、この指摘は21世紀に入って20年が過ぎようとしている今日にも当てはまるのではないだろうか。その意味でも、この第一の特徴は、本書の大きな意義を示している。

2点目の特徴は、植民地における日本の同化政策を評価するにあたって、特に教育政策に焦点を当てて考察している点だ。これは、支配者が被支配者に講じた教育政策を考察することにより、「当時、支配者が被支配者に対して抱いていたイメージと、被支配者の将来について抱いていた展望が明らかになる」ためだ(27頁)。明治政府は近代国家と臣民の形成に教育が重要な役割を果たすことをフランスやドイツの事例から学んだ上で、アイヌ、琉球、台湾の人たちに対して教育制度を構築した。著者はそれぞれの事例について考察し、その特徴として、日本人を対象とした学校に比べて短い就学期間、民族アイデンティティを刺激しないために農業などの実践教育に特化したカリキュラム、日本語(標準語)や日本文化の教授、日本の優位性を強調した教育、などを挙げる。

これらの特徴は朝鮮でも引き継がれた。そして、学校数や朝鮮人就学人数の増加など数字上の「成果」が強調され、また三・一独立運動後の文化政治の時期には、日本人と朝鮮人の間にある不平等な教育制度の壁をなくすべしとの意見が日本人からも上がっていた。しかしその一方で、日本政府および朝鮮総督府は完全に平等な教育制度の導入には最後まで慎重で、帝国崩壊まで差別的な教育は解消されなかったと著者は指摘する。朝鮮における教育政策は時局が変化するたびに検討が重ねられたが、その内容は、教育を受ける朝鮮人の側に「文明化」の能力があるか否かの議論を超え、「日本には外国の民族を同化するだけの力があるのか」「日本人はそのリスクを引き受ける覚悟があるのか」(183頁)という、日本人自身

の問題として議論されていたとの著者の考察は特筆に値する。

3点目の特徴は、日本の植民地政策を詳細に考察する中で、先行研究でほとんど目を向けられていない被支配者側の朝鮮人の声に着目し、彼らがどのように日本の政策を受け止め、批判していたかを取り上げている点だ。中でも、日本の同化政策に反対する声だけでなく、同化政策を支持しつつ「重要な批判を行なっている」(42頁) 朝鮮人の声も取り上げていることは、特に注目すべきである。日本による統治を支持する朝鮮人たちは、言論雑誌や総督府主催の会議などを通じて、同化政策の在り方に鋭い疑問を投げかけ、日本人と朝鮮人が区別されていた戸籍登録などの諸制度の改善や、朝鮮人が大日本帝国の臣民になるための朝鮮人向け教育の改善、さらには、朝鮮人が神社参拝をしやすくするための一村一社建立や、日本人自身の朝鮮人に対する偏見の克服などを要望していた。つまり、彼ら自身が「忠誠を必要とする政策の支持者として、[中略] 政策の廃止ではなく改善を求め」(317頁) ていたのだ。

著者曰く、日本の植民地統治に対する「英雄的で断固とした抵抗」(42頁) のみを取り上げた考察は、「多くの朝鮮人がこの政策に反対したという容易に想像できるような事実以上に、同化に対して朝鮮人がどのような見解をもっていたのかについて新たな理解を与えてくれるものではない」(同)。したがって、日本の同化政策を「支持」していた朝鮮人がどのように日本の同化政策を評価し、批判していたかもある必要があるという。著者はもちろん「朝鮮人の愛国的な行動を矮小化するつもりも、対日協力者の行為を無罪放免とするつもりもない。むしろ、日本の同化政策およびその実施についての理解に欠かせないものとして、日本を批判する朝鮮人の声を明らかにすることを目的」(295頁) として、同化政策を支持した朝鮮人の声も取り上げたのだという。当時日本の植民地統治に加担したとされる「親日派」の扱いは、時としてセンシティブな問題になりがちだが、あえて客観性を保ちながら彼らの声を拾うことを試みた点も、本書の特徴のひとつだ。

以上、本書の特徴を挙げたが、終章の記述に関してひとつ、要望を付したい。著者は終章で、日本の同化政策の「不備」を3点指摘している。1点目は、日本が欧米、とりわけ英仏の植民地政策を表面的な理解のみで取り入れ、その朝鮮統治への影響について慎重に検討しなかったこと。2点目は、同化政策の目的と実践の矛盾と、その根底に否定的な朝鮮人像があったこと。3点目は、朝鮮人に対して完全同化以外の選択肢を考えていなかったことである。このうち1点目について、やや物足りなさがあった。

著者が指摘するように、日本が欧米の植民地政策および同化政策を部分的に採用したのは確かだ。しかし、より厳密にいうと、日本の同化政策は欧米のその単純なコピー（あるいは継ぎ接ぎ）ではない。日本の同化政策は、欧米の同化政策を部分的に採用すると同時に、そこへ日本の伝統的価値観、特に天皇制を軸と

した家父長的発想を加え強調したものだ。これは、日本の植民地統治を正当化するためであり、また欧米諸国の同化政策に対する日本の優越性を主張するためだった。

日本が独自の同化政策を編み出した根本的な原因は、その歴史的経緯に求めることができる。著者は、日本が拡大志向になったのは1895年の日清戦争勝利からではなく、むしろ、世界の植民地主義を目の当たりにし、欧米諸国の脅威がより強大で現実的なものとして受け止められるようになった明治時代初期だとする(102頁)。つまり、日本の拡大志向や植民地主義の第一の動機が、のちに加わる安全保障や経済よりも、まずは欧米諸国の脅威を克服し、近代化を成し遂げて欧米諸国と肩を並べることにあったという指摘である。

だとすれば、支配下に置いた朝鮮で同化政策に着手した際、朝鮮(人)の実質的な扱いに関する方針が曖昧だったことも、より明確に説明がつく。そして、日本の欧米諸国に対する意識に起因する同化政策の実質性の乏しさは、同化政策の目的と実践の矛盾、その根底にある否定的な朝鮮人像、完全同化以外の統治方針の不在など、著者が日本の政策におけるその他の「不備」として指摘する問題点にも通じるのだ。欧米諸国とは異なる日本の同化政策の特殊性については、本編(第1章～第6章)で論じられている。だが終章であらためて取り上げ考察することで、終章で著者が指摘する他の論点が、より鮮明に一貫性を持って浮かび上がるのではないだろうか。

こうした要望はあるが、日本の同化政策が今日の韓国社会に残した「遺産」について考えるにあたって本書が示唆に富むものであることを、最後に強調しておきたい。

「内鮮一体」「一視同仁」といった理念を掲げたものの、実質性に乏しい同化政策は、一貫性を持つことなく時局によって実質的政策が揺らいだのみならず、日本人の中にさまざまな解釈と主義主張を生み、同化政策の対象である朝鮮人さえも混乱させ、分裂させた。植民地政策を支持していた朝鮮人は、朝鮮半島の解放後、「親日派」のレッテルを貼られることになった。朝鮮半島の北半分では、1948年に朝鮮民主主義人民共和国が建国される以前から、こうした「親日派」の粛清が行われた。一方の南半分では、「親日派」の粛清は積極的に行われなかった。それは、朝鮮半島の南半分を共産主義圏からの防衛の砦と位置付けていたアメリカと、日本の朝鮮統治に協力した「親日派」の朝鮮人が手を携え、大韓民国の建国と反共体制の構築と強化を行ったという、当時の地政学的事情のためだった。その結果、韓国では、解放から三四半世紀を経た今日でも「親日派」の処遇が大きな社会問題として残る。2004年の「日帝強占下親日反民族行為の真相糾明に関する特別法」の制定(2005年の法改正時に「日帝強占下反民族行為の真相糾明に関する特別法」と改称)は、その一例だ。

「親日派」の問題が今日の韓国社会に残っている背景には、解放後の分断体制下における地政学的事情や、日本の植民地統治に対する「過去の清算」の問題の影響もあろう。しかし、その歴史的経緯を見れば、そもそもの原因は、欧米諸国を意識して朝鮮人を中心に据えずに練られた、実質性の乏しい日本の同化政策に帰するといえる。本書が考察している1910～1945年の朝鮮における日本の同化政策が今日の韓国社会や日韓関係に残した影響について考える時、その植民地統治および同化政策を、今日まで含めたより大きな東アジアの近現代史の中に位置付け、それらの持つ意味と影響の大きさを浮かび上がらせることができる。

本書は先述のように、欧米諸国の植民地統治および同化政策との関連の中に日本の同化政策を位置付け、また今まであまり取り上げられてこなかった朝鮮人の声を多角的に取り上げているなどの特徴を持つ。加えて、同化政策の「遺産」が今日の韓国社会や日韓関係にも大きな影響を与え、問題を残していることを考えれば、本書のような日本の植民地統治および同化政策についての実証的歴史研究と多角的考察が必要かつ重要であることは明白だろう。本書の一読を勧めると同時に、今後、これに続く研究の深化と広がりを期待したい。